

## 鳥栖市入札結果等公表要領

### 1 公表対象

入札結果の公表対象は、鳥栖市が発注する建設工事請負、業務委託及び物品購入とする。ただし、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることとしたものは、次の方法によらず公表請求に対し随時公表する。

### 2 公表内容

#### (1) 一般競争入札に付した場合

- ① 競争参加資格確認申請書を提出した業者名
- ② 競争参加資格がないと認めた業者名及びその理由
- ③ 工事（業務）名及び工事（業務）概要
- ④ 入札者名、各入札者の各回の入札金額及び落札金額
- ⑤ 最低の価格者以外を落札者とした場合はその理由
- ⑥ 予定価格

#### (2) 指名競争入札に付した場合

- ① 指名基準、指名業者名及び指名理由
- ② 工事（業務）名及び工事（業務）概要
- ③ 入札者名、各入札者の各回の入札金額及び落札金額
- ④ 最低の価格者以外を落札者とした場合はその理由
- ⑤ 予定価格

#### (3) 随意契約に付した場合

- ① 工事（業務）名及び工事（業務）概要
- ② 契約金額
- ③ 契約の相手方の選定理由

### 3 公表時期

#### (1) 一般競争入札に付した場合

- ① 落札者の決定後早期に競争参加資格確認申請業者名及びその結果並びに入札者名及び入札金額を公表する。

(2) 指名競争入札に付した場合

- ① 指名通知後早期に工事（業務）名及び工事（業務）概要を公表する。
- ② 落札者の決定後早期に予定価格、入札者（指名業者）名、入札金額、落札金額、指名基準及び指名理由を公表する。

(3) 随意契約に付した場合

- ① 契約締結後早期に工事（業務）名及び工事（業務）概要並びに随意契約相手方の選定理由を公表する。

4 公表場所

公表は、契約検査課及び市ホームページにおいて行う。

5 公表方法

(1) 一般競争入札に付した場合

- ・入札参加状況確認書
- ・入札状況調書

(2) 指名競争入札に付した場合

- ・指名業者選定理由書
- ・入札状況調書

(3) 随意契約に付した場合

- ・随意契約理由書

6 公表期間

公表する内容を記載した書面は、当該年度及び翌年度において公表する。

7 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 工事請負契約に係る入札結果等の公表措置要領（昭和58年4月15日適用）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。